

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月21日
【会社名】	株式会社アスコット
【英訳名】	Ascot Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加賀谷 慎二
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号
【電話番号】	03-6721-0248（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 豊泉 謙太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号
【電話番号】	03-6721-0244
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 豊泉 謙太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,000,000,090円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年3月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成29年4月19日開催の臨時株主総会において承認が得られたこと及び平成29年4月21日付で臨時報告書を提出したことに伴い、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

##### 6 大規模な第三者割当の必要性

### 第三部 追完情報

#### 2 臨時報告書の提出について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

< 前略 >

（注）1．本有価証券届出書に係る新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成29年3月15日開催の当社取締役会決議によるものであり、平成29年4月19日開催の当社臨時株主総会特別決議での本第三者割当増資及び発行可能株式総数の増加に関する定款の一部変更に係る議案の承認を条件とするものです。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

（注）1．本有価証券届出書に係る新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成29年3月15日開催の当社取締役会決議によるものであり、平成29年4月19日開催の当社臨時株主総会特別決議での本第三者割当増資及び発行可能株式総数の増加に関する定款の一部変更に係る議案の承認を条件とするものです。なお、当該臨時株主総会において、本第三者割当増資及び発行可能株式総数の増加に関する定款一部変更に係る議案は原案通り承認可決されました。

< 後略 >

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

<前略>

なお、本株式の発行価格については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均681.6円に対して62.59%のディスカウント、当該直前営業日までの3か月間の終値平均612.3円に対して58.35%のディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均547.6円に対して53.43%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らし、本株式の発行は有利発行に該当すると判断されることから、本株式の発行については、平成29年4月19日開催予定の当社臨時株主総会において、本株式の発行に関する議案について特別決議による承認を得ることを条件としております。

(訂正後)

<前略>

なお、本株式の発行価格については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均681.6円に対して62.59%のディスカウント、当該直前営業日までの3か月間の終値平均612.3円に対して58.35%のディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均547.6円に対して53.43%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らし、本株式の発行は有利発行に該当すると判断されることから、本株式の発行については、平成29年4月19日開催予定の当社臨時株主総会において、本株式の発行に関する議案について特別決議による承認を得ることを条件としております。なお、当該臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案は原案通り承認可決されました。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

<前略>

上記「6【大規模な第三者割当の必要性】(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」に記載のとおり、本第三者割当増資による希薄化率は議決権ベースで149.21%であり、本株式の発行と併せて別途発行される本新株予約権の目的である株式の総数6,485,400株を合わせると希薄化率は議決権ベースで176.63%となります。このため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める「第三者割当に係る遵守事項」に定める手続が必要になる場合に該当し、同条第1号「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は同第2号「当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認」を行う必要があります。当社は、平成29年4月19日に開催予定の当社臨時株主総会において、希薄化率が25%以上になることに伴う株主の意思確認をさせていただく予定で

<後略>

(訂正後)

<前略>

上記「6【大規模な第三者割当の必要性】(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」に記載のとおり、本第三者割当増資による希薄化率は議決権ベースで149.21%であり、本株式の発行と併せて別途発行される本新株予約権の目的である株式の総数6,485,400株を合わせると希薄化率は議決権ベースで176.63%となります。このため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める「第三者割当に係る遵守事項」に定める手続が必要になる場合に該当し、同条第1号「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は同第2号「当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認」を行う必要があります。当社は、平成29年4月19日に開催予定の当社臨時株主総会において、希薄化率が25%以上になることに伴う株主の意思確認をさせていただいたところ、当該臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案は原案通り承認可決されました。

<後略>

## 第三部【追完情報】

### 2. 臨時報告書の提出について

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年3月15日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

< 後略 >

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期）の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出提出日（平成29年4月21日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

< 中略 >

（平成29年4月21日提出）

#### 1 [ 提出理由 ]

平成29年4月19日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 [ 報告内容 ]

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年4月19日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

ア．第2号議案の「第三者割当による募集株式発行の件」に備えるとともに、新株式発行後も状況に応じて必要な資金調達を機動的に行うことを可能とするため、発行可能株式総数を増加させることにつき、承認を求めるものであります。

イ．近時の会社法改正に伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役の責任免除及び監査役の責任免除に関する規定の一部を変更することにつき、承認を求めるものであります。

###### 第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、第三者割当による募集株式を発行することにつき、承認を求めるものであります。

本議案は、会社法第206条の2第4項に基づき、総株主の議決権の十分の一以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は会社法第205条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

###### 第3号議案 新株予約権（有償ストックオプション）の発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役に対してストックオプション付与を目的として新株予約権を発行すること、並びにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社の取締役会に委任することにつき、承認を求めるものであります。

###### 第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として、羅怡文氏を選任するものであります。

###### 第5号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

繰越利益剰余金の欠損の填補並びに今後の株主還元の充実並びに財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えることにつき、承認を求めるものであります。

## 第6号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第5号議案の資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金を、欠損填補に充てるため、繰越利益剰余金に振り替えることにつき、承認を求めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	153,732	3,834	-	（注）1	可決（97.56%）
第2号議案	153,480	4,086	-	（注）1	可決（97.40%）
第3号議案	153,880	3,686	-	（注）3	可決（97.66%）
第4号議案 羅 怡文	154,226	3,340	-	（注）2	可決（97.88%）
第5号議案	153,960	3,606	-	（注）1	可決（97.71%）
第6号議案	153,951	3,615	-	（注）3	可決（97.70%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

（注）2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（注）3．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。